

運営形態について(案)

資料 8

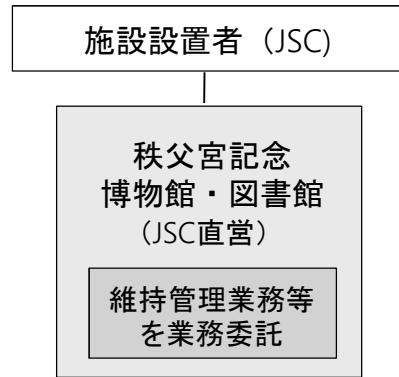
これまでJSCが直営で運営してきたが、人的体制の問題などから、魅力ある企画の実施、教育普及や来館者数の面で、必ずしも十分ではなかった。

[平成20～25年度の平均年間入場者数 博物館 約11,000人、図書館 約800人]

今後、幅広い国民にスポーツの魅力を伝え、スポーツ文化に触れる機会を創出するために、公共性を確保しつつ、より質の高い運営を行う必要がある。

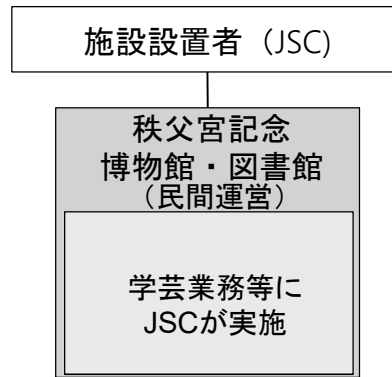
そのため、例えば次の3つの形態が考えられる。

① JSCの直営

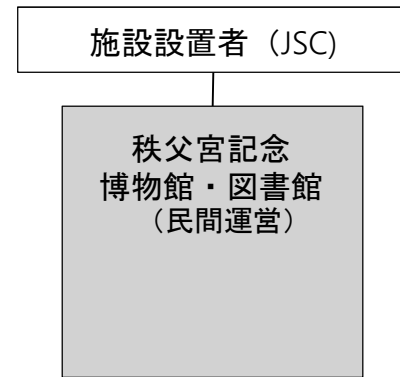


※休館前のスポーツ博物館の運営形態

② 一部を除き業務委託



③ 全部を業務委託



| JSCの直営 | 一部業務をJSCが実施 | すべて民間事業者 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○館の基本方針はJSCが策定 ○JSCに運営の自由があるが、すべてのリスクを負担(必要な人的体制、予算確保等) ○JSCが直営するため、公共性を確保した上での運営が可能 | <ul style="list-style-type: none"> ○館の基本方針はJSCが策定し、民間事業者に提示 ○民間事業者に運営の自由度を与えるとともに、相応のリスクも負担(民間のノウハウを活かし、サービスを向上) ○学芸業務等の基幹業務をJSCが実施することにより、公共性を確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○館の基本方針はJSCが策定し、民間事業者に提示 ○民間事業者に運営の自由度を大きく与えるとともに、相応のリスクも負担(民間のノウハウを活かし、サービスを向上) ○JSCの関与がかなり弱く、公共性と収益性のバランスが取れないリスクあり |

(参考1) 公立の博物館における指定管理者制度の導入状況

○ 指定管理者制度が導入されている公立館の割合 平成25年度 **27%** (平成20年度 23%)

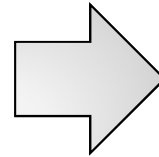
[調査対象: 公益財団法人日本博物館協会会員及び協会が把握していた全国の4,096館園のうち、公立1,701館]

「公立館にとって指定管理者制度の導入は大きな出来事であったが、ほぼ、一段落したものと思われる。
新たに導入が決まっていたり、導入が検討されていたりする館の割合も、さほど大きくない。」

(【出典】公益財団法人日本博物館協会「平成25年度日本の博物館総合調査報告書」, 2017年3月, P.9)

○ 指定管理者制度の問題点

- 1) 短期の取組に偏重しがち
- 2) 専門性の高い人材が育成されづらい
- 3) 収益につながりにくい業務が削減される



解決策

業務を分割した指定管理制度の活用
(業務分割方式)

「各博物館の特性を勘案した上で、指定管理者制度に適した業務のみを指定管理者に委託する方法である。

学芸系の業務を自治体の直営にし、残りの業務を指定管理者に任せるという運用方法は、地方自治法改正の当初から一部の博物館で見られた。前述の問題点のほとんどは、博物館の学芸部門が担っている業務に関するものであることから、この方法が採られている。」

(【出典】「博物館における指定管理者制度の活用方法－業務分割方式とBSCを活用したモニタリング－」,
NRIパブリックマネジメントレビュー, Vol.102, 2012年1月, PP.2-3)